

平成27年第1回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成27年3月10日 開会

平成27年3月17日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成27年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成27年3月10日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	小林昭一	2番	渡邊政司
3番	渡邊明雄	4番	佐藤博水
5番	田中稔	6番	三浦利雄
7番	渡辺泉	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	小林茂澄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第1 号鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の件
議案第1 号鳴沢村教育長の職務に専念する義務の特例に関する
条例を定める件
議案第2 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を定める件

議案第 3 号 鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件

議案第 4 号 鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を定める件

議案第 5 号 鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 6 号 鳴沢村保育所における保育に関する条例を廃止する条例を定める件

議案第 7 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を定める件

議案第 8 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件

議案第 9 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 10 号 鳴沢村行政手続条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 11 号 鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 12 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 13 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

- 議案第14号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第15号鳴沢村地下水資源保護条例の全部を改正する条例を定める件
- 議案第16号山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件
- 議案第17号山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件
- 議案第18号山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件
- 議案第19号富士吉田市外一市二町四村一組合指導主事共同設置規約の変更の件
- 議案第20号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）
- 議案第21号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号平成27年度鳴沢村一般会計予算
- 議案第26号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 議案第27号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第28号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 議案第29号平成27年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

議案第30号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

発委第1号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件

同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告
村長所信表明

日程第3 会期の決定

日程第4 報告第1号鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動
計画改定の件

日程第5 議案第1号鳴沢村教育長の職務に専念する義務の
特例に関する条例を定める件

日程第6 議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する
法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例を定め
る件

日程第7 議案第3号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人
員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例を定
める件

日程第8 議案第4号鳴沢村地域包括支援センターの人員及
び運営に関する基準を定める条例を定
める件

日程第9 議案第5号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者
等の指定に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を定める件

- 日程第 1 0 議案第 6 号鳴沢村保育所における保育に関する条例を廃止する条例を定める件
- 日程第 1 1 議案第 7 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 8 号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 9 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号鳴沢村行政手続条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号鳴沢村地下水資源保護条例の全部を改

正する条例を定める件

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号山梨県市町村議会議員公務災害補償等
組合の解散の件
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号山梨県市町村議会議員公務災害補償等
組合の解散に伴う財産処分の件
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号山梨県市町村総合事務組合規約の変更
の件
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号富士吉田市外一市二町四村一組合指導
主事共同設置規約の変更の件
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号平成 2 6 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 7 号)
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号平成 2 6 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号平成 2 6 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号平成 2 6 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号平成 2 6 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号平成 2 7 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号平成 2 7 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号平成 2 7 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号平成 2 7 年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号平成 2 7 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算

日程第34 議案第30号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

◎議長挨拶

議長（小林茂澄君） 平成27年第1回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

本年は統一地方選挙があり、議員各位も多忙であると思われませんが、体調管理には留意していただきたいと思います。

今定例会では、平成27年度の予算を初め、たくさんの議案を審議していただきます。スムーズな会議進行ができますよう、ご協力をお願いいたしまして、挨拶といたします。

開会 午前9時17分

議長（小林茂澄君） ただいまから、平成27年第1回鳴沢村議会議定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（小林茂澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、平成26年12月2日及び平成27年2月24日に、町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配付したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には大変ご苦労さまでした。

なお、2月19日に山梨県自治会館で、全国町村議会議長会の表彰伝達が行われ、渡辺久男議員が町村議会議員15年以上在職者として自治功労者表彰を受賞されました。

渡辺久男議員におかれましては、まことにめでたうございます。

このことについても、あわせてご報告いたします。

次に、平成26年第4回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成26年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対

し申し出、12月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月4日及び9日、両日ともに午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は両日ともに、委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項ですけれども、まず、3月4日の委員会で決定された事項については次の5項目です。

1、会期は、本日より17日までの8日間とし、配布してある会期日程表のとおりにすること。

2、議案の委員会付託は、配布してある議案付託表のとおりにすること。

3、次に申し上げる議案を一括議題、一括採決とすること。

議案第1号・2号、議案第3号から5号、議案第6号・7号、議案第13号・14号、議案第16号・17号、議案第20号から24号、議案第25号から30号。

4、発委第1号を委員会提案として本会議に上程すること。

5、一般質問通告日は、3月9日、正午までとすること。

以上であります。

なお、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、3月9日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた、4名7件の一般質問通告書の取り扱いについて、佐藤博水議員の「防災計画の見直し内容と、住民への周知状況について」の通告書は、本人に通告取

り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月9日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月4日、午後4時より、議員控室において委員会を招集しました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月9日の本会議において議決された件の報告です。

3月4日、午後2時40分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。
広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

1月21日、午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員3名と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第19号（案）について及び委員会の閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第19号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月2月1日に全戸配布をいたしました。

なお、今回の第19号から広報誌を左開きに変更し、横組みの

広報誌へとりニューアルいたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第4回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

3月4日、午後1時20分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、会議事件説明のために住民課長、住民課担当者1名、委託契約業者3名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、地下水資源保全調査等の報告について及び地下水資源保護条例の全部改正案について並びに委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

会議では、これまでに行われた地下水資源保全対策基礎調査の報告後、この報告に基づいて今議会に提出されている鳴沢村地下水資源保護条例の全部改正の内容説明がありました。

まず、調査事項の報告としては、本村の地下水涵養量は日量35.9万トンであること、村外へ流出する地下水流出量は日量10.4万トンであること、また、現在の簡易水道、民間事業所で使用している水量、畑かん井戸分を合わせた村の総揚水量

は、日量5,071トンであるとの報告がございました。

この数値をもとに、民間事業所の揚水量が認可上限量を使用するケースを想定した際の村内の総揚水量は日量1万7,750トン、村内で実際に使用できる地下水量を日量25.2万トンと想定した場合の地下水使用率は7%であるとの調査報告を受けました。

そのほかにも、新規企業が村内のどの場所に参入すると地下水に影響が出るかといった想定や、降水量が減少した場合の影響などについても報告を受けました。

次に、地下水資源保護条例の全部改正として提案された内容ですが、地下水資源の保全と適正な有効活用を図るため、地下水保全調査の結果報告をもとに、現行条例で規定のない事項の基準を定めるというものであります。

改正内容の主なものとしては、許可条件の明確化を初め、日量100トン以上の地下水採取者などには、毎年採取量と水位を測定し、報告を義務づけること、また、採取量が一定量を超える新規申請者に対しては、地域振興への貢献を求めるものとするなどの説明を聴取いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了させていただきます。

議長（小林茂澄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎村長挨拶

議長（小林茂澄君） 次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可いたします。鳴沢村長 小林

優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

平成27年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、議員さん方全員のご参会に敬意をあらわすとともに、ご協力いただきまして感謝申し上げます。

議長さんから所信表明のお許しをいただきましたので、今定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げます。

明日で東日本大震災の発生から4年が経過しますが、いまだ多くの方々が住みなれた家や故郷を離れ、困難な生活を強いられています。一日も早い原発事故の収束と被災からの復旧・復興、平穏な日々が取り戻されることを願っております。

昨年末に政府は、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び経済対策等を決定いたしました。地方創生が目指すのは、地域に住む人々が、みずからの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することです。

当村においても、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、今後、地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定に取り組むこととなりますが、村の特性を活かした事業提案ができるように、関係機関と連携を密にして情報収集に努めてまいりたいと思っております。

これからの自治体は、複雑多様化する地域課題を厳しい財政状況のもと、自己責任、自己決定により解決できる創造性に富んだ強い行政運営が求められています。

また、固定資産税などの税の減収が顕著となる一方で、少子高齢化社会の進展により、社会保障に関する経費が増加している

ことから、事業を着実に推進していくためには、財政状況を認識した上で、歳入歳出のバランスを図りつつ、行政サービスの集約化に努め、事業の選択を図ることが必要であるとともに、地域主体、住民参画による村づくりが今後の村政運営のあり方であると考えております。

子育て支援についてですが、4月から乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする子ども・子育て支援新制度がスタートします。当村でも子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度のもとで、平成27年度から平成31年度までの5年間の第1期とした鳴沢村子ども・子育て支援事業計画を策定中でありますので、事業計画に基づいた事業実施に取り組んでまいります。

また、高齢者支援ですが、主に介護予防を目的に実施する地域支援事業を見直し、これまでの介護保険のサービスとして、全国統一のルールのもとに実施されていた要支援1から2の人向けの介護予防訪問介護と介護予防通所介護が必要な見直しを行った上で、介護予防・日常生活支援総合事業として、平成29年度までに村が順次実施していくことになり、サービスの内容や利用料についても決められることとなります。

また、介護が必要にならないよう予防していくことも重要ですので、高齢者がみずからの意思により楽しみながら介護予防に取り組んでいけるような雰囲気づくりを働きかけてまいりたいと考えております。

県営中山間地域総合整備事業につきましては、平成26年度中に臼田和地区農道1号改良工事5工区・6工区が完成する見込みです。平成27年度以降に農道全線舗装工事、臼田和第1工区・第2工区圃場整備と鳴沢地区畑地かんがい施設、集落防災安全施設整備等順次実施していく予定でいます。

また、発生が懸念される東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生するいわゆる三連動地震への備えが求められています。本年の防災訓練は、8月30日に昨年同様、東海地震を想定して、資機材の使用方法や実際の避難所運営のノウハウ等、より現実に即した形で自主防災会主導による実施を考えております。

幸いにも当村は、自然災害も少なく、安心して暮らすことができておりますが、昨今は、経験したことのない異常気象の連続で、自然の猛威を痛感させられており、いつ、どこで発生するか予想できません。地震や台風など、いざというときに頼りになる地域防災力の向上や、自分自身の安全は自分で守るが原則ですが、防災訓練などを通じて、隣近所、地域の助け合う心を大事に、普段からの備え、声かけ、見守りの重要性等、地域の共助による災害に対する備えが重要であると思っております。

本年も第6回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を第4日曜日の10月25日に実施する予定でおりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

首長と議会は車の両輪とよく言われますが、執行機関として、また、議決機関として相反するものもございますが、それぞれの立場で尊重し合い、ともに住民の皆様の声に耳を傾けながら、最終的な目的である福祉の充実、生活の向上を図るため、具体的な課題に対して、ともに知恵を出し合いながら、地域発展の実現に向けて、皆様の前向きで、あわせて積極的なご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、事業の効果や必要性など十分な検討を行い、最小の経費で最大の効果を目指し、国の各種制度や補助金、交付金等の活用に努め、おもてなしの心で、小さくても輝く鳴沢村実現のため、これからさらに身を引き締め、全力を傾注してまいります。

すので、皆様方のより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程します案件は、報告1件、条例の改正、規約の変更、協議等19件、平成26年度補正予算5件、平成27年度予算6件と議案件数も多く、委員会付託も多くなりますが、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

また、審議方法につきましてもご配慮をいただきまして、ありがとうございます。

以上で所信表明と開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林茂澄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第4 報告第1号鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の件

議長（小林茂澄君） 日程第4、報告第1号鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の件を議題といたします。

この件について報告を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 報告第1号鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画改定の件についてご報告いたします。

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、病原性の高い新型インフルエンザや、これと同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国家の危機管理として対応するために、国及び県において行動計画が策定されております。

この計画をもとに、本村でも対策の充実や強化を図るために、富士・東部保健所及び山梨県健康増進課の指導を受けて、鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画を改定したところであります。

この新型インフルエンザは、ほとんどの人が抗体を保有していないために世界的な流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響が懸念されております。

今回の計画は、平成21年8月に鳴沢村新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、平成24年2月に第2版として改定しています。そして今回、平成27年2月に鳴沢村新型インフルエンザ等対策行動計画の第3版として改定しました。

計画の策定に当たり、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護し、村民生活及び村経済に及ぼす影響が最小限となるようにするために計画内容を見直しました。

前回の計画からの主な変更は、村の新型インフルエンザ等対策の基本方針や未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、特定接種、住民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、市町村長は市町村行動計画を作成したときには、速やかにこれを議会に報告するとともに公表しなければならないことと定められておりますので、今回ご報告させていただきました。

以上で報告第1号についての報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

◎日程第5 議案第1号鳴沢村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定める件

◎日程第6 議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第5、議案第1号鳴沢村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定める件及び日程第6、議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 議案第1号鳴沢村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長と教育委員長が一本化され、特別職となることにより、教育長に係る勤務時間中の職務専念義務の特例を規定する必要があるため、条例を新設するものです。

議案1ページをごらんください。

第1条、目的として、この条例は、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規程に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的としております。

第2条、職務に専念する義務の免除として、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除させることができる。第1号として、研修を受ける場合、第2号として、厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号として、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合としております。

第3条、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるとしております。

附則として、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであり、第2項の経過措置として、改正法附則第2条、第1項の場合においては、この条例による規定は適用しないものとします。これは現教育長の任期終了までは改正前の条例が適用されるということです。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定める件についてご説明申し上げます。

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例ほか4条例の一部を改正するものであります。

改正点としましては、議案の1ページをごらんください。

第1条は、鳴沢村教育長の給与等及び旅費に関する条例を改正

するもので、第1条、総則中、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項に改めるものであります。これは、今回の改正により、教育公務員特例法第16条が削除され、新教育長は地方自治法第204条の規定による特別職となるため、改正を行うものであります。

また、同条例第6条、期末手当中、第16条第4項を第9条に改めるものであります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、失職規定が第16条第4項から第9条に変更となったため引用条項の改正を行うものであります。同条例第7条、給与の支給中、ただし、教育長が教育委員会の委員長または委員として報酬の支給を受けるときは、第3条に規定する給料月額から支給を受ける報酬の額を減じた額とするを削るものであります。これは、新教育長は教育委員とは別の特別職となることで、委員長または委員として報酬の支給を受けることがなくなるため、改正するものであります。

2ページをごらんください。

第2条は、鳴沢村職員定数条例を改正するもので、第1条、趣旨中、第21条を第19条に改めるものであります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、条項にずれが生じたためであります。

3ページをごらんください。

第3条は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するもので、第1条、別表第1中、教育委員長の報酬、月額1万7,100円を削除するものであります。これは、教育長と教育委員長が一本化されることに伴い、教育委員長への報酬の支給がなくなるためであります。

第4条は、鳴沢村特別職報酬等審議会条例を改正するもので、

4 ページをごらんください。

第2条、所掌事項中、議会の議員の議員報酬の額及び村長の給料の額に関する条例を議会の議員の議員報酬の額、村長の給料の額及び教育長の給料の額に関する条例に改めるものであります。これは、新教育長は特別職となるため、追加するものであります。

第5条は、証人等の実費弁償に関する条例を改正するもので、第1条、実費弁償中、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第207条の次に、その他法令を追加し、また、同条第8号の次に、第9号として地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため、総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者を追加するものであります。これは、総合教育会議に参加することを求められた関係者または学識経験者へ交通費等を支給するため、追加するものであります。

附則として、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとし、第2項から第4項の経過措置として、この条例の施行の際、改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の鳴沢村教育委員長の給与及び旅費に関する条例、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び鳴沢村特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、改正前の各条例の規定は、なおその効力を有するとするものであります。これは、議案第1号と同様に、現教育長の任期終了までは改正前の条例が適用されるということであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号及び議案第2号を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 議案第3号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準を定める
条例を定める件

◎日程第8 議案第4号鳴沢村地域包括支援センターの人員
及び運営に関する基準を定める条例
を定める件

◎日程第9 議案第5号鳴沢村指定地域密着型サービス事業
者等の指定に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第7、議案第3号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件から、日程第9、議案第5号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第3号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を定める件、議案第4号鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を定める件、議案第5号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、平成25年6月に成立及び公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により介護保険法も改正され、これまで厚生労働省令等で定めることとされていた居宅介護支援、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、居宅介護支援に関する基準は県において、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準は村が条例において、国が省令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準を踏まえた上で定めることになったため、条例の制定及び一部改正を行うものです。

議案第3号鳴沢村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並

びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、配置する従業者の員数に関する基準及び管理者に係る規定並びに利用者とその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、従うべき基準として定め、その他の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定は、参酌すべき基準として定めるものであります。

参酌すべき基準につきましては、地域の実情に応じて省令等と異なる内容を定めることが許容されるものですが、本村においては国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、第29条に規定する記録の整備における記録の保存期間に係る年数に関する規定以外は、国の基準と同等の規定を定めるものです。

第29条の記録の整備において、記録したものの保存期間は国の省令では2年と規定しておりますが、介護報酬返還等請求の債権消滅時効が5年であることから、記録の保存期間をこれに対応させるため5年と規定するものです。

議案第4号鳴沢村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を定める件につきましては、地域包括支援センターに配置すべき人員及びその員数に関する基準に係る規定は、従うべき基準として、その他の運営基準に係る規定は、参酌すべき基準として定めるものです。

議案第5号鳴沢村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件につきましては、平成23年5月に成立及び公布された第1次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に伴う介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準として、申請者の欠格条項

に関する基準を法人であることと既に規定しておりますが、このたび第3次一括法により、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準についても同様に法人格を有することとする基準を規定するものです。

以上で議案第3号から第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号から議案第5号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第5号までの3件は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第6号鳴沢村保育所における保育に関する条例を廃止する条例を定める件

◎日程第11 議案第7号鳴沢村特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の利用者負担額 等に関する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第10、議案第6号鳴沢村保育所における保育に関する条例を廃止する条例を定める件及び日程第11議案第7号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺一博君） 議案第6号鳴沢村保育所における保育に関する条例を廃止する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることにより、児童福祉法第24条第1項が改正され、保育所の入所基準が削除されたことに伴い、この条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第7号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法が公布され、現行の公立保育所の保育料の徴収根拠である児童福祉法第56条第3項が改正され、徴収根拠が児童福祉法から削除されたことにより、従来の保育料にかわり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を条例で定める必要があるものであります。

1 ページをごらんください。

条例の主な内容は、第3条で特定教育・保育施設を利用する第1号認定から第3号認定の利用者負担額を政令で定める額を限

度額として定め、第4条で利用者に対して負担額の決定または変更がなされた場合の決定通知等を規定し、第5条で利用者の災害などによる負担額の減免規定を定めるほかに必要な事項について条例で定めるもので、2つの条例ともに平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号及び議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号及び議案第7号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号及び議案第7号は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第8号鳴沢村放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定め

る条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第12、議案第8号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 議案第8号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

子ども・子育て関連三法により改正された児童福祉法に放課後児童健全育成事業に関する条項が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国の基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号に従い、条例で基準を定めることと規定されており、条例を定めるものです。

条例の主な内容は、第1条、趣旨として、児童福祉法の第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定める。

第2条、最低基準の目的として、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する主な基準として、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほ

か、この専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。

また、放課後児童健全育成事業所に、放課後児童支援員を置かなければならず、支援の単位ごとに2人以上の配置をする。このうち1人は保育士、社会福祉士等の資格を有する者であって、都道府県知事の研修を終了したものとする。集団規模として、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

このほか第14条各号に掲げるように、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定を定めることとする。

事業を運営する際には、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならず、常に利用者の保護者や小学校等関係機関とも密接な連絡をとり、支援に当たらなければなりません。

附則として、国の基準により、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成24年法律第67号の施行の日から施行するものとし、施行の日から平成32年3月31日までの間、条例第10条第3項の規定の適用については、同項中「終了したもの」とあるのは、「終了したもの、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含む。」とするものです。

以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第9号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林茂澄君) 日程第13、議案第9号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第9号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

人事院の平成26年8月7日付の給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、鳴沢村職員給与条例につきましても一部を改正するものであります。

議案2ページから6ページをごらんください。

改正内容としましては、県人事委員会勧告における給料表に準じて、行政職給料表、看護保健職給料表を平均2%引き下げるものであります。

7ページをごらんください。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものとします。

経過措置としまして、給料表の改正により、改正前の給料額に達しない職員に対し、平成30年3月31日までの期間、給料月額のほか改正前の給料との差額分に相当する額を合わせて支給するものとしております。また、経過措置に該当しない職員であっても、経過措置による支給を受けている職員とのつり合い上、必要がある場合は、給料月額のほかに加算して支給するものとします。新任職員にあっても同様に、必要がある場合は、給料月額のほかに加算して支給するものとします。

期末手当、勤勉手当の基準となる期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額につきましても、経過措置による額を基準とします。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第10号鳴沢村行政手続条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (小林茂澄君) 日程第14、議案第10号鳴沢村行政手続条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (渡辺千秋君) 議案第10号鳴沢村行政手続条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、議案の1ページをごらんください。

第1条、目的等中、第1項の第3条第1項を第3条第3項に改めるものであります。これは行政手続法引用条項にずれが生じていたため改正するものであります。

2ページをごらんください。

第2条定義中、第1項第3号の第8号及び第32条を第8号、第32条及び第33条第2項に改めるものであります。これは、処分の定義について条例に基づく処分と、法令に基づく処分を区別しているため、法令に基づく処分として、新たに第33条第2項に規定する処分を加えるため改正するものであります。

2ページ、第2条第1項第5号から、6ページ、第28条第1項までと、前後いたしますが3ページ、第3条第1項第7号は、

常用漢字の改訂に伴い、「名宛人」と「関わる」を漢字に改めるものであります。

また、3ページ、第3条、適用除外中、第1項の第4章を第4章の2に改めるものであります。これは今回の改正により、適用除外とされる行政指導の項目が増えたことにより改正するものであります。

6ページは、行政手続法の改正により、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合、中止等を求めることができるようになったため、行政指導の方式として、第33条第2項に、行政側が、根拠となる法律の規定や根拠の説明を行うことを、第34条の2に、中止等の求めの方法を追加したものであります。

8ページは、行政手続法の改正により、国民が、法令違反の事実を発見すれば、是正のための処分等を行うことができるようになったため、第4章の2に処分等の求めを追加し、第34条の3第1項にその旨を、第2項に手続を、第3項に求めによる行政の措置を追加したものであります。

9ページ、附則として、施行期日を平成27年4月1日からとし、また、鳴沢村税条例に行政手続条例の適用除外規定としまして行政手続条例の行政指導の方式を引用していますが、引用先に項ずれが生ずるため、税条例の改正を行っております。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第11号鳴沢村消防団員の定員、任免、
給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林茂澄君) 日程第15、議案第11号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第11号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

改正点は、議案の1ページをごらんください。

第3条第1項任用中、次の各号の資格を有する者のうちからの後に、村長の承認を得てを追加するものであります。

これは、消防組織法では、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命すると規定されていることから

改正するものであります。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎日程第16 議案第12号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第16、議案第12号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健

課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第12号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料が改定されることとなります。保険料の算定に当たっては、介護保険事業計画において定める介護給付費等対象サービスの見込み量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等により行うものとされております。

介護保険を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少による費用負担の増加、独居高齢者に加え高齢者夫婦世帯など介護力の低い世帯の増加及び認知症高齢者の増加などにより、在宅での介護が困難なため、やむを得ず施設に入所する割合が高くなることで保険給付費がさらに増加するといった諸問題により、費用面と事業運営の検討課題は山積しています。

本村でも、第6期鳴沢村介護保険事業計画において、今後の人口推計及び高齢者人口推計から、平成26年度時点の本村の高齢化率27.1%が、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる平成37年度には32.5%に上昇するとともに、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、結果として介護保険認定者数及び保険給付費が増加し、その保険給付費を賄い介護保険事業を円滑に運営するためには、第5期介護保険事業計画における保険料から保険料率を上げざるを得ない結果が出ています。

このような状況により、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間における介護保険料基準額を、第5期介護保険事業計画における基準額から約9%上げ、月額4,390円を4,800円に引き上げる改正を行うものです。

また、介護保険法施行令の一部改正により、これまで6段階だ

った保険料所得段階区分が9段階に改正されたことにより、本村においても所要の改正を行うものです。

具体的な内容としましては、これまでよりも所得判定をきめ細やかにすることで、地域社会共通の課題である介護を地域全体で支え合うという基本をより重視したものとなります。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年度から消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとなりました。

具体的には、新第1段階の保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減し、平成27年度と平成28年度の保険料を年額2万8,800円から2万5,920円に軽減するものです。

軽減に要する費用は、低所得者保険料軽減負担金として、国が2分の1、県と村がそれぞれ4分の1を負担することになっています。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置の条項についてですが、今回の介護保険制度改正では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年度に向け、高齢者が重度な介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを可能な限り継続できるよう、介護と医療、生活支援、介護予防などが一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進が強化され、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業の4つの事業を、各自治体の地域性と特徴を活かして実施することを義務づけています。

介護予防・日常生活支援総合事業については平成29年度までに、それ以外の事業については平成30年度までに実施するこ

ととなっており、この間の実施に関する猶予について経過措置を明記するものです。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 何か内容を把握してないのでおかしな質問になるかも知れません。みんなで支え合っていくというようなことで、6段階を9段階にするということは理解できましたけれども、したがって、みんな金額が上がるのかと思ったら、4番、5番、6番、その辺の金額が下がっているんですけども、この辺はどのような理由というか、あれでこういう形になるか、この辺をちょっと教えてください。

議長（小林茂澄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 今までは6段階で、第4段階が基準額4,390円でした。そこから第1、第2、第3段階は軽減されてますので、第1段階が基準額の半分、第2段階も半分、第3段階は0.75ということで減ってます。第5段階、第6段階は基準額に対して1.25倍、第6段階は1.5倍となっています。

今回の改正で9段階まで全てあるのですが、第5段階が基準となります。こちらが4,800円で、掛けるこの12ヶ月というのが5万7,600円になります。ですから、ここから1段階から第4段階までは、第1段階はその基準額5万7,600円の0.5ですね、2万8,800円。第2段階が基準額の0.75倍で4万3,200円というような形になってます。第6段階から第9段階が基準額の5万7,600円で、そちらの1.2倍となります。第6段階1.2倍、第7段階が1.3倍とい

うふうに、第9段階にいきますと1.7倍というようなことで増加しております。

議長（小林茂澄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第17 議案第13号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第18 議案第14号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に
関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第17、議案第13号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第18、議案第14号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第13号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第14号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、平成25年6月に成立及び公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により介護保険法も改正され、これまで厚生労働省令等で定めることとされていた居宅介護支援に関する基準は県が、介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準は村が条例において、国が省令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準を踏まえた上で定めることとなったため、政省令を引用し

ている条項について、新たに制定された県条例及び村条例に置きかえる改正を行うものです。

また、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正され、主なものとしては、近年増加している医療と介護両方を必要とする中重度の要介護者が、地域での療養生活を継続できるよう、通所介護と泊まり、訪問看護と訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容を明確にするため、「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更するものや、通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜の宿泊サービスを実施している事業所については、利用者保護の観点から届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける改正等があります。それに伴い、各居宅サービス等における改正基準を反映させるため所要の改正を行うものです。

以上で、議案第13号及び第14号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号及び議案第14号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号及び議案第14号は原案のとおり決定しました。

◎日程第19 議案第15号鳴沢村地下水資源保護条例の全部を改正する条例を定める件

議長(小林茂澄君) 日程第19、議案第15号鳴沢村地下水資源保護条例の全部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(渡辺一博君) 議案第15号鳴沢村地下水資源保護条例の全部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は、鳴沢村における地下水資源の保全と適正な有効活用を進めるため、平成25年度より進めてまいりました地下水保全調査が本年2月にその結果報告を受けたところにより、現状の条例では規定のない範囲について基準を定める必要があるものであります。

条例改正の主な内容は、現行条例の許可条件を「口径の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者はあらかじめ村長の許可を受けなければならない」と具体的に規定し、許可基準には「排水の措置が十分講じられていること」及び「量水

器が設置されていること」の2項目を追加で定めるものであります。

また、日量100立方メートル以上の地下水採取者またはミネラルウォーター事業者などの非循環型利用者については、地下水の採取量と水位について測定し、毎年報告することを義務づけるものとしたします。

加えて、採取量が500立方メートルを超える揚水設備を新規で申請する者に対しては、村に対する地域振興への貢献及び地下水の濫用を防止するため、別途規則により審査を行う基準を定めるものとしたします。

このほかにも事務に伴う軽微な改正を踏まえ、鳴沢村における貴重な水資源を確実に保全し、適正に有効活用するためにその基準を定めるものであります。

以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第20 議案第16号山梨県市町村議会議員公務災害
補償等組合の解散の件

◎日程第21 議案第17号山梨県市町村議会議員公務災害
補償等組合の解散に伴う財産処
分の件

議長 (小林茂澄君) 日程第20、議案第16号山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件及び日程第21、議案第17号山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (渡辺千秋君) 議案第16号山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の件についてご説明申し上げます。

平成27年3月31日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することに係る地方自治法第288条の規定による協議については、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるためであります。

次ページをごらんください。

理由としましては、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が平成27年4月1日に山梨県市町村総合事務組合と統合することに伴い、平成27年3月31日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散する必要があるためであります

続きまして、議案第17号山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の件についてご説明申し上げます。

議案第16号と同様に、平成27年3月31日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散することに伴う、同組合の財産処分に係る地方自治法第289条の規定による協議につきまして、同法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるためであります。

次ページをごらんください。

理由としましては、議案第16号と同様に、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が平成27年4月1日に山梨県市町村総合事務組合と統合することに伴い、平成27年3月31日をもって山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を解散し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の別紙財産は、全て山梨県市町村総合事務組合に帰属させる必要があるためであります。

以上で議案第16号及び議案第17号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号及び議案第17号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号は原案のとおり決定しました。

◎日程第22 議案第18号山梨県市町村総合事務組合格約 の変更の件

議長(小林茂澄君) 日程第22、議案第18号山梨県市町村総合事務組合格約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第18号山梨県市町村総合事務組合格約の変更の件についてご説明申し上げます。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が平成27年4月1日に、山梨県市町村総合事務組合と統合すること、並びに同日から富士吉田市の地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による、非常勤職員に係る公務災害または通勤による災害補償に関する事務を新規に共同処理することとする、山梨県市町村総合事務組合格約の変更については地方自治法第286条の規定により、構成団体の協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決が必要であるためであります。

議案1ページをごらんください。

改正点としまして、第3条、組合の共同処理する事務中、第9号「非常勤職員」の次の「(市町村議会の議員を除く。)」を削るものであります。これは、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が平成27年4月1日に山梨県市町村総合事務組合

と統合することに伴い、市町村議会議員もこの規約に適用されるためであります。また、同条、同号「通勤による災害」の次に「に対する」を追加するものであります。これは語句の修正のためであります。

議案2ページから4ページの、別表第2（第3条関係）は、平成27年4月1日から富士吉田市が、規約第3条第9号の非常勤職員に係る公務災害または通勤による災害補償に関する事務を共同処理する市町村に加わることから改正を行うものであります。

5ページをごらんください。

附則としまして、この規約は平成27年4月1日から施行するものとし、第2項は、事務の承継としまして、山梨県市町村総合事務組合は、平成27年3月31日をもって解散する山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の事務を承継するものとしております。

以上で議案第18号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第23 議案第19号富士吉田市外一市二町四村一組合指導主事共同設置規約の変更の件

議長（小林茂澄君） 日程第23、議案第19号富士吉田市外一市二町四村一組合指導主事共同設置規約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 議案第19号富士吉田市外一市二町四村一組合指導主事共同設置規約の変更の件について提案理由をご説明申し上げます。

平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

本規約を変更する場合は、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決が必要であるため、本案を提出するものであります。

以上で議案第19号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第24 議案第20号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第7号)

◎日程第25 議案第21号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第26 議案第22号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(4号)

◎日程第27 議案第23号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第4号)

◎日程第28 議案第24号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議長(小林茂澄君) 日程第24、議案第20号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第7号)から、日程第28議案第24号

平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第20号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第7号）から、議案第24号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度の各会計歳入歳出予算の総額から1億1,151万3,000円を減額し、一般会計並びに特別会計予算総額を30億1,962万8,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、プレミアム商品券発行や地方版総合戦略等の策定など、地方創生事業関連経費といたしまして1,971万4,000円、簡易水道事業特別会計繰出金、1,023万円などを計上し、また、河口湖南中学校組合で行う校舎改築工事等の継続費の年限が工事の遅れ等により、平成27年度まで延長されたことに伴う河口湖南中学校校舎改築工事分担金5,037万3,000円の減額のほか、災害廃棄物処理事業1,961万5,000円の減額など、年度末になり決算見込み額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について減額補正を行うものであります。

今年度は雪害関係など臨時的な経費が増加しておりましたが、財源につきましても、これらの歳出予算の減額、その他の財源の増額などにより、基金繰入金を1億6,807万9,000円減額するなどとしております。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成26年度予算と、平成25年度から平成26年度に繰越明許させていただいた予算の総額は33億3,300万6,000円となりま

す。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、地方創生関連事業1,971万4,000円、被災農業者向け経営体育成支援事業2,072万円、河口湖南中学校テニスコート・弓道場新設工事分担金2,075万8,000円など計12事業、9,419万6,000円を平成27年度へ繰り越しできるものとし、設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第20号から議案第24号までの提案理由のご説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第24号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします

◎日程第29 議案第25号平成27年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第30 議案第26号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第31 議案第27号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第32 議案第28号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第33 議案第29号平成27年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第34 議案第30号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（小林茂澄君） 日程第29、議案第25号平成27年度鳴沢村一般会計予算から、日程第34、議案第30号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第25号平成27年度鳴沢村一般会計予算から、議案第30号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号平成27年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額18億3,862万8,000円で、前年度比1.6%、3,055万2,000円の減となりました。

景気は徐々に回復していると言われておりますが、地方への波及効果はまだまだであり、また、地方自治体を取り巻く環境も少子高齢化の進展を初めとする多様な課題が山積みされているところであります。

当村においては、社会保障費などが増加する一方で、村税収入を初めとする経常一般財源が引き続き減少傾向となっており、より一層の財源の確保が課題となってきております。このような状況の中、可能な限り国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。

主な歳出といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用した村道改良事業9,283万6,000円、平成28年1月から開始される番号制度への対応経費3,310万1,000円、富士の国やまなし観光施設整備費補助金を活用した東海自然歩道一本木登山口周辺公衆用トイレ建設工事2,200万円、小学校教育用コンピュータシステム整備費991万5,000円

などとなっております。

そのほか簡易水道事業特別会計で行う事業への繰出金5,799万円、平成19年度からの事業である中山間地域総合整備事業3,855万円、平成24年度から3ヶ年の事業となっていた、河口湖南中学校組合で行う校舎改築工事等の継続費の年限が平成27年度まで延長されたことに伴い、河口湖南中学校校舎改築工事分担金4,817万7,000円を計上しております。

歳入につきましては、村税7億4,370万9,000円、特別交付税を含む地方交付税4億1,066万円、国庫支出金1億3,903万円、県支出金1億501万1,000円などを見込んでおり、国・県支出金は前年度比7.7%、1,751万7,000円の増となっております。

重ねて申し上げますが、国・県支出金等の積極的な確保を図っているところであります。また、不足する財源につきましては、財政調整基金など8,377万8,000円を繰り入れます。

続いて、議案第26号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第30号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして、8億9,458万3,000円で、前年度比14.1%、1億1,038万1,000円の増となっております。

以上が平成27年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第25号から議案第30号までの6件についての提

案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第30号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（小林茂澄君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月11日から16日までの6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月11日から16日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月17日、午後3時から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月10日

議会議長

署名議員

署名議員

平成27年3月17日再開

1、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 田中 稔	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 小林 茂澄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第20号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算
(第7号)
日程第4 議案第21号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第22号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第4号)
日程第6 議案第23号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第4号)

- 日程第 7 議案第 24 号平成 26 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 25 号平成 27 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 9 議案第 26 号平成 27 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 10 議案第 27 号平成 27 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 28 号平成 27 年度鳴沢村介護保険特別会計予算
- 日程第 12 議案第 29 号平成 27 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 30 号平成 27 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 発委第 1 号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 15 一般質問
- 追加日程第 1 同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 00 分

議長（小林茂澄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

平成26年第4回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行って下さい。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

12月18日木曜日、14時より招集され、第4回定例会が行われました。

出席者は、議員15名と、会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議における会議事件は4件で、まず、会議録署名議員の指名があり、会期が18日の1日間と決定されました。

内容としましては、議案第12号組合長等の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を定めること、議案第13号職員給与条例の一部を改正する条例を定めることの2件についての専決処分の承認を求めることについて事務局から説明があり、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について、事務局から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,652万7,000円とする

ことについての説明があり、原案どおり可決されました。

主な補正の内容は、堆肥舎の雪害保険金464万1,000円と東京電力への入山鑑札賠償金339万9,000円です。

次に、美化協議案第4号平成26年度美化協会計歳入歳出補正予算（第3号）について、事務局から、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,613万円とする補正予算についての説明があり、原案どおり可決されました。

閉会の後、協議会が開催され、マイカー規制についての意見書を12月12日に県に提出したことについての報告がありました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、富士五湖広域行政事務組合議会、6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

2月19日午後2時30分より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には、議員17名と、会議事件説明のため代表理事 堀内茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長をはじめとした理事、事件説明のため執行部の出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期が2月20日までの2日間と決定されました。

会議事件は、議案第1号平成27年度一般会計予算、議案第2号平成27年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算、議案第3号富士五湖聖苑特別会計予算の3件でございます。

議案第1号一般会計予算は歳入歳出総額13億7,862万9,

000円、議案第2号ふるさと振興整備事業特別会計予算は歳入歳出総額1,103万1,000円、富士五湖聖苑特別会計は歳入歳出総額9,375万2,000円で、いずれも予算特別委員会に付託され、同日の本会議後、審議されました。

一般会計については、前年度比1億1,103万9,000円、8.76%の増です。消防デジタル化事業に係る公債費の増が主な要因です。

富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計については、積立金の減などに伴い、前年度比1,051万6,000円、48.8%の減、富士五湖聖苑特別会計については、聖苑建設費に係る公債費償還終了に伴う減などに伴い、前年度比5,748万3,000円、38.01%の減となっております。

以上3件について、審議の結果、翌20日の本会議でいずれも可決されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 次に、青木が原ごみ処理組合議会、8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

2月17日午前9時30分より招集され、会議が行われました。議員8名と、会議事件説明のために富士河口湖町長をはじめ執行部3人の出席がありました。

本会議においては、まず、会期が17日1日間と決定されました。会議事件は1件で、内容としましては、平成27年度青木が原ごみ処理組合の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,613万3,000円と定め、原案のとおり可決されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了します。

議長（小林茂澄君） 次に、青木ヶ原衛生センター議会、4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 青木ヶ原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成27年2月17日、11時より招集され、平成27年青木ヶ原衛生センター第1回議会定例会が富士河口湖町役場において行われました。

議員11名と、会議事件説明のために、富士河口湖町長 渡辺凱保管理者、鳴沢村長 小林 優副管理者をはじめ執行部7人の出席がありました。

本会議における会議事件は3件で、会議録署名議員の指名があり、会期が17日の1日間と決定されました。

次に、議案第1号平成27年度青木ヶ原衛生センター一般会計歳入歳出予算の議定についての件で、歳入歳出それぞれ5,663万8,000円で原案のとおり可決し、閉会しました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

平成27年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月17日午後2時30分より開催されました。

議員25名と、会議事件説明のために広域連合長 石井由己雄君をはじめ執行部及び事務局11名の出席がありました。

会期は2月17日1日間と決定されました。

会議事件は7件で、内容としましては、山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員の選任について、これは議長による指名

推選で、5番 古見金弥君、12番 川口信子君の2名が指名され、選任されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、特定個人情報保護評価についても審査、点検が可能となるよう、本条例の一部を改正するものです。

挙手全員で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、保険料軽減特例が継続されることとなったため、条例の効力の期限を平成28年3月31日まで延長するため、本条例の一部を改正するものです。

要旨ですが、後期高齢者医療制度に係る保険料軽減特例は、国の後期高齢者医療制度臨時特例交付金を基金に受け入れ、これを財源として運営されています。平成27年1月14日、平成27年度政府予算案が閣議決定され、後期高齢者医療制度に係る予算措置として、これまで同様、保険料軽減特例が継続されることとなりました。これに基づき、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の期限を1年間延長するものです。

挙手全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ増額・減額せず、歳出の予算についての組み替えの補正を行うものです。

歳出の補正であります。総務費、1項総務管理費において、職員時間外勤務手当と職員給与等負担金の不足分、合わせて3

80万1,000円を増額し、諸支出金、1項基金費において、その増額分380万1,000円を減額するものです。歳出合計は4億8,973万2,000円です。

挙手全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万6,000円を減額し、それぞれ952億5,958万2,000円とするものです。

これは、挙手全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。

これは、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,041万6,000円であり、前年度と比較して1,270万9,000円の増額となっています。

挙手全員で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について。

歳入歳出それぞれ963億9,303万2,000円であり、前年度と比較して23億1,678万円の増額となっています。

特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国・県・市町村からの負担金及び支払基金からの支援金などを財源として、医療給付を主に行っています。市町村負担金は合計で154億315万3,000円で、前年度より2億7,070万1,000円の増額であり、約1.7%の伸びとなっています。これは、医療給付費の増加、また被保険者の増加によるものです。

挙手多数で議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

以上で平成27年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終了いたします。

(「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり)

議長(小林茂澄君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時18分

議長(小林茂澄君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長(渡辺久男君) 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後2時30分より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、議案説明のために議会事務局書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については次の1項目です。

1、本日の本会議での追加事件の取り扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催されました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長(小林茂澄君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第20号平成26年度鳴沢村一般会計補正
予算(第7号)

◎日程第4 議案第21号平成26年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第22号平成26年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第4号）

◎日程第6 議案第23号平成26年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第4号）

◎日程第7 議案第24号平成26年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算（第3号）

議長（小林茂澄君） 日程第3、議案第20号平成26年度鳴沢村
一般会計補正予算（第7号）から日程第7、議案第24号平成
26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）ま
での5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算
常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会におきまして予算決
算常任委員会に付託された議案第20号平成26年度鳴沢村一
般会計補正予算（第7号）から議案第24号平成26年度鳴沢
村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの5議案に
つきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し
上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開
催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査であ
りますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること
は省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛
成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号から議案第24号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第20号から議案第24号までの5件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。

したがって、議案第20号から議案第24号までの5件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 議案第25号平成27年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第9 議案第26号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第10 議案第27号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 1 1 議案第 2 8 号平成 2 7 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 1 2 議案第 2 9 号平成 2 7 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 1 3 議案第 3 0 号平成 2 7 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（小林茂澄君） 日程第 8、議案第 2 5 号平成 2 7 年度鳴沢村一般会計予算から日程第 1 3、議案第 3 0 号平成 2 7 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長、渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第 2 5 号平成 2 7 年度鳴沢村一般会計予算から議案第 3 0 号平成 2 7 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 1 2 日及び 1 3 日並びに 1 6 日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された 6 議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出された質疑、意見等について、十分に予算執行に活かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第 3 8 条第 1 項の規定により報告いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号から議案第30号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第25号から議案第30号までの6件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。

したがって、議案第25号から議案第30号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第14 発委第1号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林茂澄君） 日程第14、発委第1号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 発委第1号鳴沢村議会委員会条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことに伴い、条例改正を行うものであります。

改正点は、第19条、出席説明の要求として、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」へ改正するものであります。

また、附則として、施行期日は平成27年4月1日からとすること、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するとするものであります。

この附則第2条につきましては、旧教育長に関する経過措置となるもので、この法律の施行の際、現に在職する教育委員会の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものであります。

以上で発委第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 一般質問

議長 (小林茂澄君) 日程第15、一般質問を行います。

ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

3月6日に佐藤博水君から通告のありました「防災計画の見直し内容と住民への周知状況について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの村への定住人口増加策についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番 (渡邊政司君) 村への定住人口増加策について村長に伺います。

やまなし暮らし支援センターを通じて県内への移住を求める人が増えているとの報道がありました。昨年度は長野県を追い越して、都内から移住したい県1位へと躍進しています。

やまなし暮らし支援センター開設の2年目の14年度1月末までに、173人、86世帯が移住を決定したとのことです。

支援センター開設当初は、定年退職後に田舎暮らしを望むリタイア組からの希望が多かったが、最近では、山梨県内の良好な生活環境で子育てをしたいという若年世帯が増加傾向にあります。

す。

人口増加に向けて、村からも子育て支援策等の移住に必要な情報を支援センターに提供しているのでしょうか。

また、都内からの移住希望者について、ニーズを調査して移住希望者を受け入れるというお考えはありますでしょうか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

やまなし暮らし支援センターのホームページの中で、関連リンクとして市町村の情報が掲載されています。この中に鳴沢村でも掲載を依頼し、UターンやIターンの希望者への支援制度の紹介を行っています。

具体的な内容は、子育てに関する支援制度として、子ども医療費助成、水痘及び流行性耳下腺炎予防接種助成、保育所3歳児以上児主食代助成、第3子以降の出産祝い金助成、チャイルドシート購入補助のほか、合併処理浄化槽設置補助や生活習慣病検診及び人間ドッグ精密検査補助、環境対策施設設置補助の紹介を行っております。また、鳴沢村の魅力を発信しています。

今後も、助成制度の改正や追加などが発生した場合は、速やかに情報の更新を行い、最新情報の提供に努めていきたいと考えております。

ニーズ調査については、来年度、鳴沢村総合戦略を策定するに当たり、高校生から30歳代を対象とした結婚、出産、就職等に関する調査や、地元出身者を対象としたUターン希望調査、また、転出者を対象とした転出理由や今後のUターン希望等のアンケート調査を実施する予定であります。

都内からの移住希望者のニーズ調査に関しては、やまなし暮らし支援センターにおいて保有している、これまでの移住相談における移住希望者の考え方やニーズなどについての情報を提供

していただくのが最も効率的であると考えておりますので、村独自の調査は予定しておりません。

移住希望者の受け入れについては、まず、移住者受け入れのための体制づくりが必要であると考えております。体制を整備するには、住居や雇用の確保、子育て支援等、さまざまな分野での対応が必要となります。

例えば住居に関しましては、本村には公営住宅がなく、空き家調査なども実施していないこともあり、住居に関する対策は今後検討していく必要があります。

空き家については、村の地域性として、持ち家を貸したりすることに抵抗感がある方も多いようであり、空き家の活用は難しいのではないかという懸念もあります。

総合戦略を策定していく中で、このような村の地域性も踏まえて、鳴沢村に合った事業を選択し、受け入れ体制を検討していきたいと考えております。

また、ニーズがあるからといって、それに全て対応し、受け入れしていくという考えは余り現実的ではなく、得策であるとも言いがたいのではないかと思います。

鳴沢村は、富士山の麓にあり、すばらしい自然環境に恵まれていながらも、都心からそれほど遠くないという好立地ではありますが、冬場の寒さは厳しく、雪もそれなりに降り、生活には車が欠かせないという、都会の方にとってはある意味過酷な不便な点もあります。地域活動に参加していただくこともあります。

誰でもいいから来てもらおうというスタンスではなく、そのような面があることもしっかり情報提供し、理解していただいた上で移住していただくことが定住につながるのではないかと考えております。

現実的な、鳴沢村に合った独自の体制をつくり、鳴沢村での生活というものを理解していただいて、移住者を受け入れていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） この間、「富士五湖の人口拡大へのチャレンジ」というところに参加しまして、いろいろな案、それを聞いてきました。

移住体験ができれば、鳴沢村に定住を決意する方も増えると私は考えます。ハードルは高いと思いますが、空き家や別荘等を活用して、実際に移住体験できる場の促進をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（小林茂澄君） 続いて、近隣都市との交流による観光振興・災害時の相互支援体制の構築についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 近隣都市との交流による観光振興・災害時の相互支援体制の構築について村長に伺います。

企業誘致も思うように進まない中、村が単独で存続するためには、他の自治体と交流を深めて村を活性化していく必要があると考えます。

北杜市では、来年度、全国の7市町と地域振興や観光面で連携していく自治体同盟を結成し、地域の特産品を活かした地域振興や物産展や観光ツアーなどの事業を共同開催していく予定です。

また、富士河口湖町では、東京都の中央区を含めた4つの自治体と相互支援協定を既に結んでいます。協定では、災害時に行政などが食料や水、生活必需品などを提供するほか、職員や避

難者のための施設も提供することになっています。

身近な富士山の噴火や首都直下型地震、東海地震の発生が予測される中、互いに支援できる体制を早急に整える必要があります。

村の観光振興や災害時の支援体制を強化することを考えて、他の自治体と互いに支援できる体制や交流を深めていくお考えはありますでしょうか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えします。

まず1点目の防災の面での協定については、平成24年第2回鳴沢村議会定例会一般質問で田中 稔議員からの質問でお答えしたとおり、富士北麓地域の消防相互応援協定や環富士山火山防災連絡会の災害時相互応援協定、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書を締結しております。

相互応援協定を締結する場合、災害は常に日本中で起こる可能性があることや過去の富士山噴火形態の多様さなども考慮しなければなりません。

また、別荘地区を抱える当村にとって特定の市町村と避難先を締結することが果たしてベストであるかということも考えなければなりません。

相互応援協定の締結も含めて、慎重に検討していきたいと考えております。

それと、締結すると、相手も災害に遭ったときは、こちらからもそれなりの応援体制をつくらなければならないということも考えなければならず、それだけのこちらからの人員等の配置ができるかどうか不安であります。

次に、観光振興の連携ですが、北杜市は、平成22年、隣接す

る長野県富士見町と同県原村とで組織する「八ヶ岳観光圏」の認定を観光庁から受け、北杜市など3市町村、観光商工団体などで構成する八ヶ岳観光圏整備推進協議会が主体となり、区域内の関係者と連携し、魅力ある観光地づくりを進めてきたそうです。

さらに、昨年、観光庁による観光圏の整備事業において認定を受けた全国の観光圏が、観光圏推進協議会を新たに立ち上げました。

北杜市が単独で他市町村と連携するのではなく、全国10観光圏で構成されるこの協議会を通し、情報を共有し、課題改善に向けて検討していくことを目的としているとのことでした。

渡邊政司議員もご存じのとおり、当地域も「富士山・富士五湖観光圏」として平成20年8月に認定を受け、5年間、国の補助金を受け、富士五湖地域の各市町村が課題を出し合い、連携し、観光振興を進めてきました。

しかしながら、平成24年12月、観光圏の次のステージとして今後は、地域内の着地型旅行商品の提供者、宿泊施設、飲食店、商工業者等と市場、旅行会社、旅行者をつなぐ民間事業者での受け皿と着地型商品、観光地から発信する商品、例えば地元の人しか知らないような穴場、楽しみ方の企画・販売をする人材育成が求められました。

富士五湖地域では、受け皿となる組織の構築が難しく、マネジメントを行う人材の発掘が地域になじまない事情から、5ヶ年の整備期間終了に当たり、平成26年3月をもって富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会を解散した経緯があります。

八ヶ岳観光圏は、地域を取りまとめる従来の団体を母体として新組織を立ち上げ、運営を行い、行政は財政的支援を行っているのみと伺いました。

村の職員数は少なく、観光担当職員もほかの業務と兼務でそれぞれの事務を処理している状況であります。

当村にも観光業者で構成されている鳴沢村観光協会が組織されております。村観光協会の積極的な事業活動を進めていただき、観光協会を通じての地域交流や連携を進めてもらうようお願いする考えでもあります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 近隣の市町村では、道志村では横浜市、また山中湖村では足立区、忍野村では杉並区、あと栃木県の壬生町、それと富士吉田市では信濃町と相互支援協定を結んでおります。

富士山噴火時の近隣市町村というのは、被災することになります。相互支援体制は大変難しいと思います。他の地区との相互支援体制づくりをぜひお願いいたします。

また、先ほど、富士五湖地域では組織の構築が難しく解散したということですがけれども、村の観光協会が同じような立場に立ってうまくいくとのお考えでしょうか。

村長の考えをよろしくお願いします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） これは、村だけの問題でなく富士五湖一体の問題ですので、村からは、鳴沢村観光協会へはある程度の補助をしたり応援をしたりしております。

それで、またほかの事業等を考えていただければ、またそのときに考えようと思っております。

以上です。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 大変難しい問題だと思います。村の観光協会だけでは、どちらにしろうまくそういった活動はできないんじ

やないかと思えます。

ぜひ村のほうからも、支援体制を構築して協力していただけるようお願いいたします。

以上です。

議長（小林茂澄君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、消防団員の待遇改善についての質問を許します。8番
小林利雄君。

8番（小林利雄君） 消防団員の待遇改善について村長に伺います。

富士山の噴火、東海地震などの発生が大変懸念されています。鳴沢村では長年の懸案事項だった消防自動車を更新され、また、ポンプ小屋も耐震設計された強い建物に新築されました。

村の消防団員は働き盛りの若者です。しかし、村のために奉仕の精神で出動し、活動しています。大変ありがたく、感謝しています。

消防団員の出動手当は、条例で1回の出動につき1,000円と決まっております。この条例は昭和51年に制定され、その当時の1,000円は大きな価値があったものと思います。現在では、アルバイト1時間当たりの賃金額です。

さまざまな考えはあると思いますが、困ったときに頼りになる消防団員の出動手当額を時代に合った金額に見直すべきです。

近隣市町村との歩調を合わせるなど、ある程度調整しているかもしれませんが、これらのような消防団員の待遇改善を鳴沢村が見本となって行っていくことを期待します。その考えはありますか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 村の副団長であります小林利雄議員さんからの質問で、消防団員の待遇改善についてというご質問ですが、現在、鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関

する条例第13条にのっとり、出動手当として1回当たり1,000円と、年度末には分団長の報酬として5万円、副分団長の報酬として3万円、班長1人当たりの報酬として2万円、団員1人当たりの報酬として3,000円を分団ごとに、第一分団33万6,000円、第二分団28万4,000円の合計62万円を支給しており、その他にも、年度当初に両分団への補助金として第一分団94万5,000円、第二分団80万5,000円の計175万円を支給しており、1分団当たりの支給額としては、周辺市町村の中でも手厚い待遇となっていると考えております。

また、周辺市町村の出動手当は、1,000円が3自治体、1,200円が1自治体、1,700円が1自治体となっております。

この条例は昭和51年に制定された条例であり、その時と比べて人口減少、高齢化社会等、社会情勢の変化とともに、消防団員の勧誘を断ることや消防団員になっても訓練に参加しない団員がいるなど、当時では考えられなかった問題が表面化しております。

出動手当を増額してもこれらの問題の根本的な解決にはならないのではないかと考えますが、まず消防団に入団してもらうことが必要であり、そのための一つの手法としては考えられると思われるため、必要性を検討するとともに、総務教育厚生常任委員会等でもご検討をしていただければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 一昨年成立した消防団を中核とした地域防災力充実強化法により、設備、備品は充実しました。

自民党消防議員連盟総会において、消防団についての普通交付

税措置平成27年度案として、団員報酬1人年間3万6,500円、1回当たりの出動手当7,000円、消防団の入団促進に係る経費等を政府に要求するとの情報も入っております。

できるだけ早く待遇改善することを期待し、質問を終了します。

議長（小林茂澄君） 続いて、女子プロゴルフ大会への応援と村のPR強化についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 女子プロゴルフ大会への応援と村のPR強化について村長に伺います。

鳴沢村にはゴルフ場が本コース3ヶ所、ショートコース3ヶ所があり、多くの従業員が働き、また税金収入も多くあります。

村では体育協会やゴルフ教室に補助金を出してスポーツ振興を図り、村民もゴルフに関心を持っております。

本年夏に、鳴沢ゴルフ倶楽部で女子プロゴルフ大会が開催されます。村の名前が新聞やラジオ、テレビ等に出て、村の知名度は上がります。また、大きな経済効果もあると思います。

大会が成功して、これからもこの大会が鳴沢村で開催されるように、村で最大級の応援をすべきだと思いますが、村長の考えを聞かせてください。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問の前に、まず、この女子プロの大会実施要項を読み上げます。

大会名称は「大東建託・いい部屋ネットレディス」という大会であります。

主催は大東建託株式会社、公認は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会、後援はいろいろで、その中で企画運営は株式会社東急エージェンシー。

それで、開催期間が平成27年7月31日金曜日、8月1日土曜日、2日日曜日の3日間、鳴沢ゴルフ倶楽部で開催される予

定です。1日目、2日目が予選、3日目が上位50人タイまでの決勝ラウンドということで、賞金総額が8,000万円、優勝賞金は1,440万円ということを伺っております。

それで、小林利雄議員の質問のように、鳴沢村には多くのゴルフ場があり、夏場の涼しい自然環境を利用し、生涯スポーツとしてのゴルフに親しまれている人が数多くおります。このような環境に着目され、鳴沢のゴルフ場でプロゴルフトーナメントが行われることは、大変喜ばしいことであります。

このような大会が開催されることで多くの方に鳴沢村を知っていただくため、もしも依頼があれば、各種施設等にポスターを掲示するなどの大会周知に協力して、また、村のPRにも努めていきたいと考えております。

また、鳴沢村体育施設は、夏の涼しい環境での合宿目的での利用者が、7月中旬から9月上旬までほぼ毎日利用している状況であります。利用者の多くはリピーターであり、既に民宿には仮予約が入っていると伺っております。

また、7月後半から、農作業をはじめ観光業にとっても一番忙しい時期であり、幹線道路である国道をはじめ、村内の道路の渋滞も懸念されるところであります。

村民の皆様には、議員さん方からのご指導をいただき、村内挙げての歓迎をしていただければと考えておりますが、今大会の成功が来年、再来年の大会につながればと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それと、村に対しては、大会会長の大東建託の副社長の名前で、「地元山梨県鳴沢村及び周辺エリアの自然環境の美しさ、すばらしさを全国の皆様に知っていただくよい機会であると考えておりますので、どうか本大会へご後援をいただくことと大会名誉顧問への就任をご承諾ください」、この文書が入っております。

すので、これは受諾したいと考えております。

以上です。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 景気回復が思うように進まず、企業誘致の話がないとき、鳴沢村が一番活気があり農作物が多く収穫できる時期に、経済的に大きい一大イベントが鳴沢村で開催されることは非常に運のよいことです。

これを好機と捉え、長年大会が鳴沢村で開催されるよう応援してもらいたいと思います。

村長もご承知のとおり、駐車場が不足しておると聞いております。民宿経営者には他の方法を考えていただき、村民グラウンドの開放とその周辺の駐車場を無料で貸し出し、シャトルバスの運行に補助金を出し、バスの中で鳴沢村の観光、農作物の宣伝をしたらよいと思います。

テレビコマーシャルは15秒で300万円以上かかる場合もあると聞いております。3日間、大会開催中、何度も鳴沢村の景色、地名が放送され、知名度が上がります。道の駅の売り上げは増し、観光客も増えると思います。

できることを応援して、鳴沢村の発展につながることを期待し、質問を終了します。

議長（小林茂澄君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、少子高齢化に伴う子育て医療費支援についての質問を許します。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 少子高齢者化に伴う子育て医療費支援について村長にお伺いいたします。

母親の家庭内行動や活動の意欲の高まり、母親の子育て負担感の増大、父親の子どもとの触れ合いの少なさ等に対処する社会支援を。また、家庭の教育力、保育力の低下も虐待の増加を招

いている。その結果として、子どもの育ちにもさまざまな問題が生じている。

このような状況下で、少子化対策の一環として子育て支援の必要性がある。子育て支援には、教育に関する事柄ばかりではなく、経済的支援、医療面の支援、労働環境整備、住居、建物、道路、交通など多岐にわたる支援が含まれ、いずれもその必要性は高い。

その中の医療支援の年齢を18歳まで支援するところも出てきているが、鳴沢村ではいかがですか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の子ども医療費の助成対象を中学3年生から18歳への引き上げについての質問ですが、本村では、子ども医療費の助成を平成21年度までは未就学児を対象に、平成22年度からは中学3年生までを対象にやってきました。

県内では、現在21市町村が中学3年生まで、6市町村が小学校6年生まで医療費助成を実施しております。

最近の報道や近隣市町村の状況を確認したところ、富士川町、身延町、山中湖村が助成の対象を中学3年生から18歳へ引き上げる予算案を3月議会に提出いたしました。また、忍野村でも6月議会に提出される予定だそうです。

また、富士河口湖町、富士吉田市、道志村は、対象を引き上げる予定はまだありませんとのことであります。

1742の国内全ての市区町村で子ども医療費の助成を実施しており、このうち18歳を迎えた年度末までの助成は、通院費については155自治体、入院費については164自治体で行っており、全国の市区町村の約9%となっております。

本村の平成25年度子ども医療費助成事業の0歳から中学3年

生までの医療費助成額は約1,300万円で、そのうち山梨県の補助対象である0歳から5歳までの通院費と6歳までの入院費の補助金が約240万円ですので、残り、村負担分は1,060万円ばかりですが、さらに助成の対象を18歳まで拡大した場合は約300万円ぐらいの財政負担が必要になるかと思えますし、今後、他市町村の動向や財政状況等を見ながら総合的に検討していきたいと考えております。

以上で渡邊明雄議員からの質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 続いて、鳴沢村の人口減少に伴う後継者育成についての質問を許します。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 鳴沢村の人口減少に伴う後継者育成について村長にお伺いいたします。

最近の新聞報道によると、人口減少問題についての村の危機感は強く感じられております。村内農家の方をはじめ自営業を営んでいる方も、若者の転出に伴う後継者不足に悩まれているという声をお聞きします。

鳴沢村は、自然豊かで気候も住みやすく、交通の利便性もよい村です。村の人材が後継者となることができれば一番よいと思いますが、このような村のよいところを強くPRし、後継者になってくれるような若者を募集することも一つの案としてあると思います。

これらのことを踏まえ、後継者の育成を行う考えはありますか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

山梨県内の人口が減少傾向にある中、8割に当たる県内22市町村の首長が、みずからの自治体の消滅に危機感を抱いているとの報道がありましたが、鳴沢村でも、このまま県外への人口流出が続いた場合、2040年には現在の約2割減の人口とな

ってしまうとの試算も示されております。個人的には、試算値を下回るおそれもあるのではないかと非常に危惧しております。

人口減少問題につきましては、一自治体での問題をはるかに超えた、日本全体として取り組んでいかなければならない大きな問題であると考えております。

質問の中で、農家や自営業の後継者不足に対する取り組みについてどのような考えがあるかとのことですが、これは非常に難しい問題であります。

自営業者の後継者不足であります。新聞報道にもありますように、後継者不足のみならず、村全体にとって人口減少が予想されています。

農家の後継者不足に関しては、まず第一に所得の問題があると思います。鳴沢村の農家の所得状況を確認いたしましたが、給与所得者と比較する中で、かなり低い所得水準となっております。このような状況は30年ぐらい続いており、その結果、専業農家が年々減少しておると思われます。

所得の改善がなされない以上、後継者が育つわけもなく、現在農業を行っている方も、自分の息子には自分のような苦勞をさせたくないと思ひ、違う職業についてもらいたいというのが本音だと思います。

いくら行政側で農業後継者を育成したいと言っても、最終的には経済的に成り立つかが問題となります。経済的にも高収入が見込まれる明るい将来展望が望めるような農業であれば、おのずと後継者は育っていくわけでありませぬ。

青年就農給付金制度などのさまざまな補助金制度もありますが、あくまでも一時的な財政支援であり、恒久的な支援策はありません。

また、自営業の後継者不足の問題ですが、村内にも小売業やサ

ービス業、製造業といった業種がありますが、小売業においては、近隣市町に大型店やチェーン店が数多く進出しており、品数の豊富さ、価格の安さという点から、住民のほとんどが村外の店舗を利用しておるのが実情であります。村内での買い物は非常に少ないものとなっております。農業同様、村内自営業者も非常に厳しい経営状況であると思います。

このような中、現在、国は重要施策として地方創生を進めております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成し、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、子育て環境の充実を図っていく方針を発表しております。

鳴沢村でも、国の情報支援、人的支援、財政支援を受けながら、地方版総合戦略を作成し、活力ある村づくりを行っていく所存であります。

この総合戦略の中においては、農業問題、後継者対策を含む雇用問題は当然重要課題として検討していくこととなります。庁舎内でも、課を横断して検討し、効果的な施策を実施していきたいと考えておりますので、行政の両輪であります議会の皆様にもさまざまな知恵やご協力、ご指導をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小林茂澄君） 3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 村長の危機感を非常に強く感じるところでございます。

国も地方創生というようなテーマをして、資金の面とかいろいろな状況もあると思いますので、我々議員としてもいろいろな提案ができればいいなと思います。

なかなか厳しい難しいことですがけれども、正面から真剣に取り組んでいけば必ずいい案が出てくると思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（小林茂澄君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林茂澄君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 1 5 分

再開 午後 4 時 1 7 分

議長（小林茂澄君） 会議を再開いたします。

議長（小林茂澄君） お諮りいたします。

ただいま、鳴沢村長 小林 優君から同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第 1 同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件

議長（小林茂澄君） 追加日程第 1、同意第 1 号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件を議題といたします。

ここで、総務課長 渡辺千秋君から退席の申し出がございましたので、これを許可いたします。

（総務課長 渡辺千秋君 退席）

議長（小林茂澄君） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第1号鳴沢村教育長の任命に同意を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

教育委員及び教育長であります小林三郎氏が平成27年3月31日をもって辞職する旨の辞職願が提出されたことに伴い、新たに任命するものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日より施行される教育委員長と教育長を一本化した新教育長として、鳴沢村3372番地、渡辺千秋氏を任命したいと思っております。

ご存じのように、人格高潔ですぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

（総務課長 渡辺千秋君 着席）

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林茂澄君） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（小林茂澄君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成27年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月17日

議会議長

署名議員

署名議員